

平成 30 年 12 月 21 日

関係各位

埼玉県さいたま市浦和区仲町 3-5-1

埼玉県医師国民健康保険組合

TEL 048-824-2631

## あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうに係る 療養費支給申請方法の変更について

埼玉県医師国民健康保険組合（以下、当組合）ではこれまで、被保険者が医師の指示により、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう等の施術を受けた場合、自己負担分を施術所に支払い、残りの施術料は施術所等が当組合に請求する「代理受領」の取り扱いを行ってきましたが、平成 31 年 4 月に施術を受けた分より、被保険者が一旦全額を施術所に支払い、当組合に療養費支給申請し、自己負担分を除いた額を支給する「償還払い」に変更いたします。

つきましては、下記要領のとおりですので、ご理解ご協力の程お願いいたします。

### 記

#### 1. 変更時期

平成 31 年（2019 年）4 月施術分から。

#### 2. 支払方法

償還払い（被保険者が施術所で一旦全額を支払い、当組合に療養費の申請を行う。）

#### 3. 申請方法

（1）施術所にて施術料の全額を支払い、「領収書」「施術内容証明書<sup>※1</sup>」を受け取ります。

※1 「施術内容証明書」は施術所等で利用している療養費支給申請書に替えることも可能です。

（2）必要書類を揃えて当組合に申請してください。

【必要書類：療養費支給申請書（様式第 15 号）<sup>※2</sup>、領収書、施術内容証明書、医師の同意書<sup>※3</sup>】

※2 療養費支給申請書（様式第 15 号）は当組合に請求又はHPからダウンロードしてご利用ください。

※3 医師の同意書は2回目以降の申請時は省略できますが、施術内容証明書に同意記録の記載が必要です。

（3）当組合から埼玉県国民健康保険団体連合会に審査提出し、審査に通ったら支給します。（申請から支給されるまで2～3ヶ月かかります。）

#### 4. 留意事項

（1）家族が療養を受けた場合、「療養費支給申請書（様式第 15 号）」は家族本人ではなく、（准）組合員が記入し、申請してください。

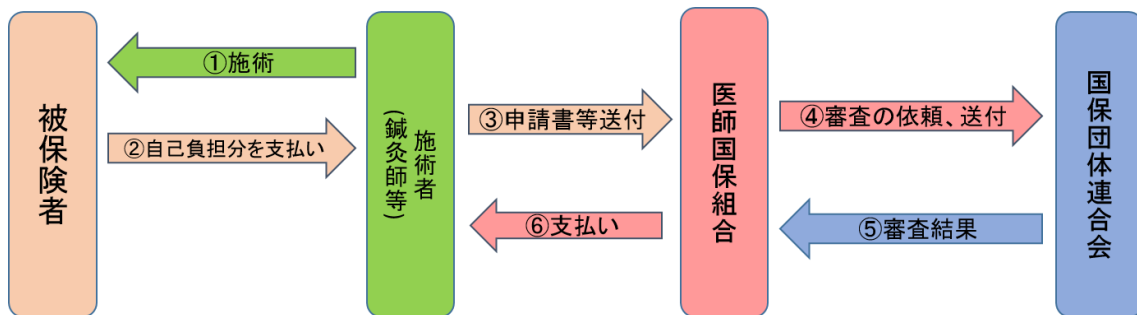
（2）申請書類は施術を受けた暦月ごとにまとめてください。

（3）費用を支払った日の翌日から2年を経過すると時効になり、申請できなくなりますのでご注意ください。

以上

# 参考

## 【平成 31 年 3 月 施術分まで（代理受領）】



## 【平成 31 年 4 月 施術分より（償還払い）】

